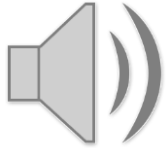




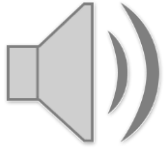
特定教育・保育施設等に 対する集団指導



はじめに

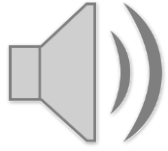
集団指導は、施設等の運営に関する基準の遵守等について、令和7年度の検査結果や令和8年度の改正等について動画視聴により実施します。

今回の集団指導の内容を参考に、今後とも適切な施設運営をお願いします。



目次

- 1 【指導検査】と【監査（特別指導検査）】について
- 2 令和7年度（2025年度）の指導検査の概要について
- 3 令和8年度（2026年度）の指導検査における指導事項について
- 4 令和7年度（2025年度）の集団指導のまとめ



1 【指導検査】と【監査（特別指導検査）】 について

1-1 【指導検査】

1-2 指導検査の重点事項

1-3 指導検査の流れ

1-4 【監査（特別指導検査）】とは

1-5 【監査（特別指導検査）】の重点事項

1-6 監査の流れ

1-7 行政処分事例



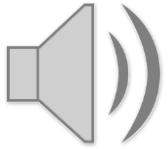
1-1 【指導検査】

各法令、通知に照らし、別に定める市の基準に対する運営状況等を実際に施設に立ち入り、「運営」「保育」「会計」などについて確認します。※1

主な目的

- 教育・保育の質が確保されているか
- 会計処理が適正にされているか
- 給付費（施設型給付費等）が適正に請求されているか
- 法令・条例等が遵守されているか

※1 令和8年度以降、乳児等通園支援事業の指導検査が加わることに伴い、指導検査を効率的・効果的に実施するため、一部実地検査によらず書面による確認を行います。



指導検査における指導方法

【文書指摘】

➡福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は、「口頭指導」とすることができる。**改善報告書の提出が必要。**

【口頭指導】

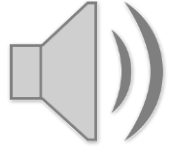
➡福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。**改善報告書の提出は不要。**ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。

なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。

【助言指導】

➡法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

指導検査基準については、[市ホームページ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#) > [社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査について](#)



1-2 指導検査の重点事項①

(1) 運営管理関係

ア 安全対策の徹底

- ・ 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか
- ・ 消防計画に基づく職員への研修、避難訓練及び消火訓練の実施等の防災対策、安全対策が徹底されているか

イ 職員の確保及び処遇

- ・ 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか
- ・ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか

ウ 事故発生時の対応及び事故の再発防止

八王子市保育施設等指導検査実施方針より



1-2 指導検査の重点事項②

(2) 保育内容関係

ア 健康・安全管理の徹底

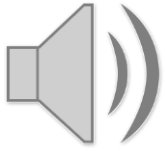
- ・調理・調乳に携わる職員の細菌検査が毎月徹底されているか
- ・児童の健康診断（入所時・年2回の定期健康診断）は適正に実施されているか
- ・検食を行っているか

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- ・アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか

ウ 保育の状況

- ・虐待防止等、子どもの人権に配慮した適正な保育が行われているか

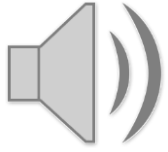


1-2 指導検査の重点事項③

(3) 会計経理関係

適切な会計処理の徹底

- ・法令に則った適切な会計処理がされているか
- ・委託費の弾力運用の範囲は適正か
- ・経理規程に則った会計処理を行っているか
- ・契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しているものとしているか。
- ・上乘せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者からの同意を得ており、その金額は適正か
- ・処遇改善等加算は適正に行われているか



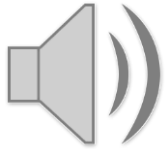
1-2 ※令和8年度 書面審査について(民間保育所のみ)

理由：令和8年度から、乳児等通園支援事業の指導監査が加わることに伴い、指導監査を効率的・効果的に実施するため、一部実地検査によらず、書面による確認を行います。

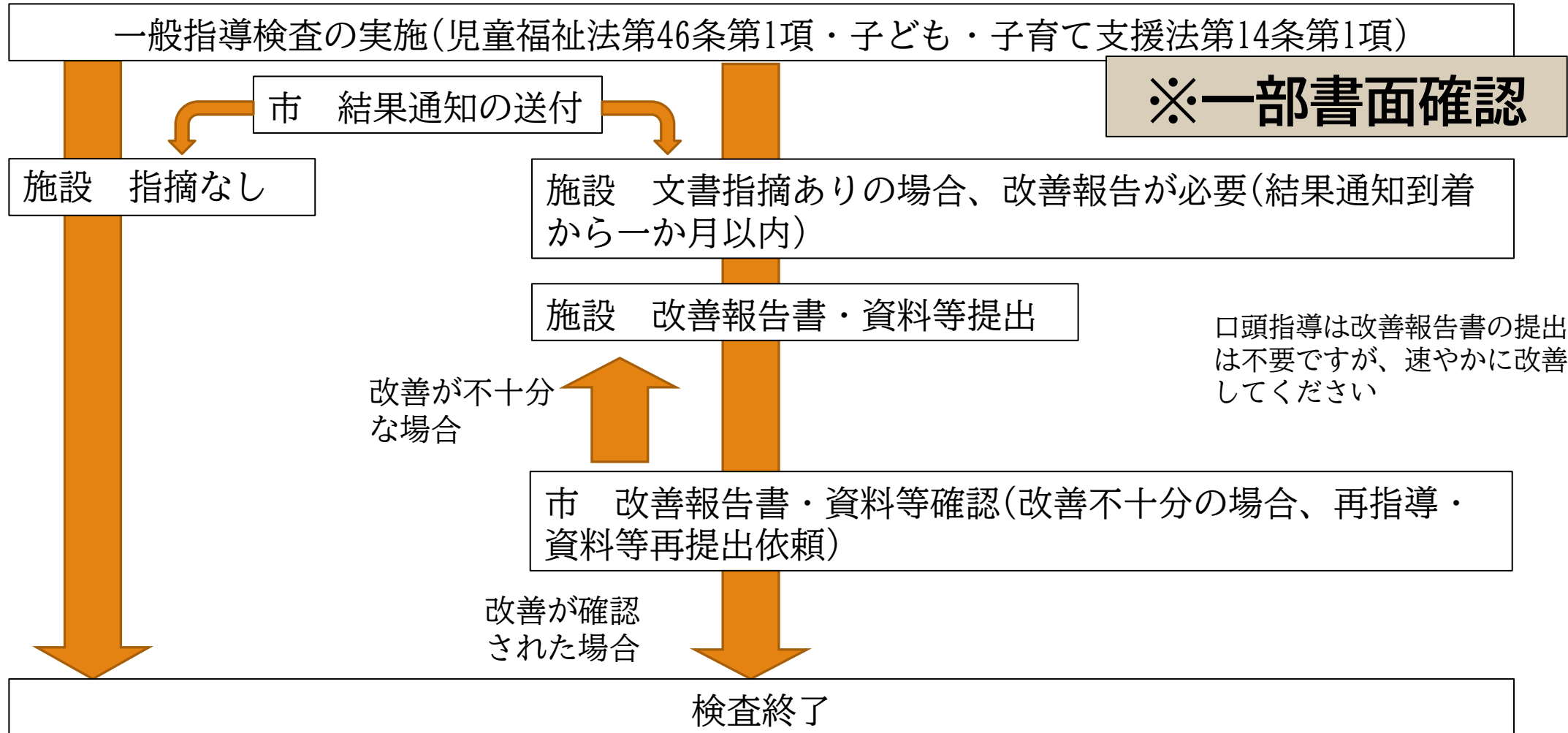
対象施設：令和8年度は民間保育所15施設(過去の指導検査の状況等を勘案)

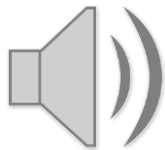
時期：令和8年8月に「書面による確認」として通知、9月以降、自己点検票を提出

- ・乳児等通園支援事業の認可をうけている施設は、実地検査を実施します。
- ・詳しくは令和8年4月3日付け、「令和8年度の児童福祉施設（民間保育所）の指導検査について」を参照してください。



1-3 指導検査の流れ





1-4 【監査（特別指導検査）】とは

監査（特別指導検査）は次の場合が対象となります。

○特別指導検査（児童福祉法）

- ・死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合 等

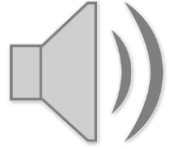
○監査（子ども・子育て支援法）

- ・通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）
- ・施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報がある場合
- ・実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報がある場合

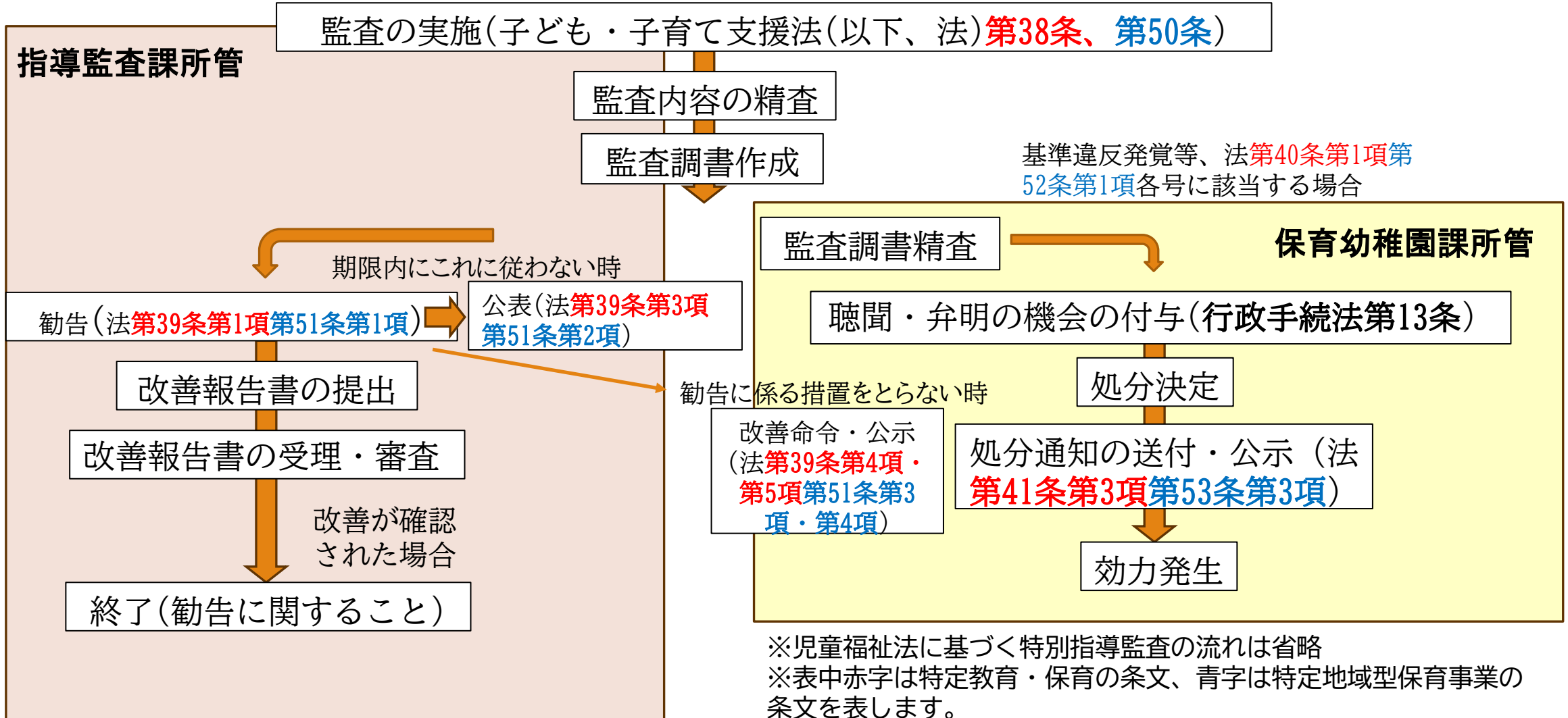


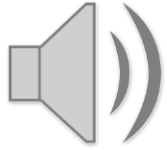
1-5 【監査（特別指導検査）】の重点事項

- (1) 運営管理関係
 - ア 著しい運営基準違反は行われていないか
 - イ 書類の提出や質問に対して、虚偽の報告又は答弁を行っていないか
- (2) 保育内容関係
 - 児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれはないか
- (3) 会計経理関係
 - ア 会計原則を踏まえた経理規程等を遵守し、経理処理が適正に行われているか
 - イ 施設型給付費等の請求に不正等がないか



1-6 監査の流れ





1-7 行政処分事例（他自治体）①

処分年月日 令和6年（2024年）12月17日
確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 9か月）

対象施設 小規模保育事業A型

1 不正の内容

- (1) 保育の提供実績がない児童と認識していたにも関わらず、地域型保育給付費を不正受給した
- (2) 土曜保育の実施実態がないにも関わらず、減算調整を行わずに地域型保育給付費を不正受給した

2 不正受給の期間及び金額

- (1) 期 間 平成31年4月から令和6年3月まで
- (2) 返還額 23,226,980 円（加算金含む）



1-7 行政処分事例（他自治体）②

処分年月日 令和6年（2024年）9月30日
確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 12か月）

対象施設 小規模保育事業A型

1 不正の内容

- (1)管理者設置に係る給付費の不正請求
- (2)処遇改善等加算の不正請求
- (3)処遇改善臨時特例事業補助金の不正請求
- (4)管理者の配置に係る不正又は著しく不当な行為
- (5)常勤保育士1名の配置に係る不正又は著しく不当な行為

2 不正受給の期間及び金額

- (1)期 間 令和2年度から令和6年度まで
- (2)返還額 37,452,112 円（加算金含む）



1-7 行政処分事例（他自治体）③

処分年月日 令和7年（2025年）2月19日
確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 12か月）

対象施設 小規模保育事業A型

1 不正の内容

- (1)管理者設置に係る地域型保育給付費の不正請求
- (2)職員配置に係る地域型保育給付費の不正請求
- (3)処遇改善臨時特例事業補助金に係る不正又は著しく不当な行為
- (4)監査調書等の虚偽報告に係る不正又は著しく不当な行為
- (5)虚偽の報告及び答弁、保育に関する不正又は著しく不当な行為

2 不正受給の期間及び金額

- (1)期 間 令和元年度から令和5年度まで
- (2)返還額 26,848,013円（加算金含む。返還日に応じて額は変動）



1-7

行政処分事例（他自治体）④

処分年月日 令和7年（2025年）2月28日
確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 12か月）

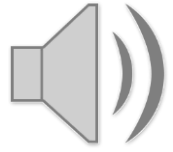
対象施設 保育所

1 不正の内容

- (1)管理者設置に係る委託費の不正請求
- (2)職員配置に係る委託費の不正請求
- (3)処遇改善臨時特例事業補助金に係る不正又は著しく不当な行為
- (4)監査調書等の虚偽報告に係る不正又は著しく不当な行為

2 不正受給の期間及び金額

- (1)期 間 令和元年度から令和6年度まで
- (2)返還額 34,874,566円（加算金・利息含む。返還日に応じて額は変動）



2 令和7年度（2025年度）の指導検査の概要について

- 2-1 令和7年度（2025年度）特定教育・保育施設等指導検査の実績
- 2-2 令和7年度（2025年度）特定教育・保育施設等指導検査の指摘等内訳
- 2-3 指導検査における指導事項について

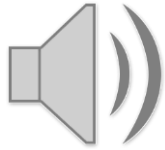


2-1 令和7年度（2025年度）特定教育・保育施設等指導検査の実績

区分	特定教育・保育施設			特定地域型保育			母子生活支援施設	計	
	認可保育所	認定こども園	幼稚園(新制度)	家庭的	小規模	事業所内			
対象施設数	88(88)	21(21)	7(6)	11(12)	8(8)	7(7)	1(1)	143(143)	
指導検査施設数	80(54)	18(21)	5(1)	11(12)	8(8)	7(7)	1(0)	130(103)	
指摘等件数	文書指摘	38(20)	17(7)	1(0)	1(3)	0(4)	2(6)	0(0)	58(40)
	口頭指導	57(16)	28(25)	1(2)	4(4)	6(0)	1(2)	2(0)	99(49)
	助言	71(10)	30(2)	6(0)	5(14)	1(0)	0(3)	1(0)	114(29)

()内は令和6年度

令和7年度の指導検査は、対象143件に対し、実施したのは130施設でした。
各指摘等の総件数は、文書指摘は令和6年度が40件に対し令和7年度58件、口頭指導は令和6年度49件に対し令和7年度99件、助言は令和6年度が29件に対し令和7年度114件と大きく増えました。



2-2 令和7年度（2025年度）特定教育・保育施設 等指導検査の指摘等内訳

検査した施設（130施設）の内、

- ・文書指摘があった施設数（30施設）は、検査施設数の23%（R6 27%）
- ・口頭指導のあった施設数（43施設）は、検査施設数の33%（R6 34%）

内容	運営管理	教育・保育内容	会計経理	新制度 公定価格	新制度 特定子ども	計
文書指摘	27(12)	17(15)	0(7)	13(5)	1(1)	58(40)
口頭指導	51(31)	19(5)	17(4)	9(7)	3(2)	99(49)
助言	24(9)	30(13)	43(1)	16(6)	1(0)	114(29)
計	102(52)	66(33)	60(12)	38(18)	5(3)	271(118)

()内は令和6年度

文書指摘の件数は令和6年度の運営管理が12件に対し令和7年度27件、教育保育は15件⇒17件と増加しましたが、会計経理は7件⇒0件と減少しました。

全体の件数として、令和6年度の検査件数が103施設に対し令和7年度130施設と増えそれに伴い、指摘等件数は口頭・助言も含めて、令和6年度118件⇒令和7年度271件と大きく増加しました。



2-3 指導検査における指導事項について

- (1) 運営管理
- (2) 教育・保育内容
- (3) 会計経理
- (4) 子ども・子育て支援新制度(公定価格)
- (5) 子ども・子育て支援新制度(特定子ども)

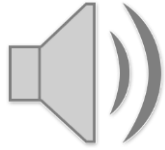


2-3(1) 運営管理

(ア)【文書指摘】 27件 (R6年度12件)

- | | | |
|---|--|-----|
| ① | <u>毎月避難訓練及び消火訓練を実施していない</u> | 8件 |
| ② | <u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない</u> | 6件 |
| ③ | <u>安全計画に関して職員への研修及び訓練を実施していない</u> | 3件 |
| ④ | 事業所防災計画を作成していない | 3件 |
| ⑤ | <u>安全計画が策定されていない</u> | 2件 |
| | | 他5件 |

令和7年度は「毎月避難訓練及び消火訓練を実施していない」が、昨年度1件から令和7年度8件と大きく増加しました。また、安全計画について「保護者への周知をしていない」が6件、「研修訓練をしていない」が3件、「策定をしていない」が2件ありました。安全計画については後ほど詳しく説明しますが、令和8年7月以降、これらが行われていないと減算が適用されますのでご注意ください。



(ア) 【文書指摘】

④ 事業所防災計画を策定していない

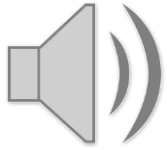
【法令等】

児童福祉施設の長は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

(八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条)

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(東京都震災対策条例第10条)



(イ) 【口頭指導】 51件 (R6年度31件)

①	避難訓練、消火訓練の記録が不十分、実施方法が不適切である	13件
②	非常勤職員への勤務条件の明示が不十分である	7件
③	業務継続計画が未策定、研修及び訓練未実施、感染症対策未記載	6件
④	一部の職員の雇入時及び定期健康診断が未実施である	6件
⑤	構造・設備等に危険な個所がある	3件
		等

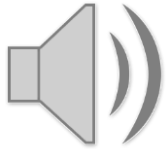


2-3(2) 教育・保育内容

(ア)【文書指摘】 17件 (R6年度15件)

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 保育士が適正に配置されていない | 10件 |
| ② (児童の)健康診断が適正に行われていない | 5件 |
| ③ 調理・調乳担当者の検便が未実施である | 2件 |

教育・保育の文書指摘は令和6年度15件から令和7年度17件と僅かに増加しました。内容的には、保育士の適正配置が令和6年度4⇒令和7年度10と増加、逆に児童の健康診断は令和6年度8⇒令和7年度5と減少、検便の未実施は変わらずです。



(ア) 【文書指摘】

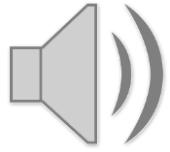
① 保育士が適正に配置されていない

⇒朝・夕方の職員配置について保育士が不足している事例が多い

八王子市における基準
登園児童に対して算出した結果、必要職員数が1人となる場合の配置

区分	配置
① 通常の利用日及び利用時間帯	<ul style="list-style-type: none">・ 常時2名の常勤保育士・ 1人は短時間勤務の保育士でも可
② ①以外（延長保育部分）	<ul style="list-style-type: none">・ 2名の保育士・ 1人に限り、保健師、看護師、準看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当程度が目安）、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者を保育士とみなすことが可

根拠：①は八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱4(1)ア(ア)、②は八王子市延長保育事業実施要綱第3条(1)



(ア) 【文書指摘】

- ② (児童の) 健康診断が適正に行われていない
⇒ (入所時2件 回数不足2件 記録未作成・不十分1件)

【法令等】

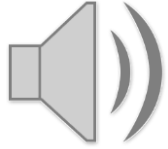
入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

○入所時の健康診断は、**入所前もしくは入所後1ヶ月以内**に実施すること

○記録を作成すること

○実施とは受診を指すこと (欠席＝未実施＝未受診)

(平成28年1月7日付 事務連絡 平成28年度からの入所時の健康診断と定期の健康診断の取り扱い等について (保育幼稚園課通知))



(ア) 【文書指摘】

③ 調理・調乳担当者の検便が未実施である

【法令等】

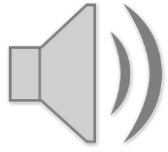
調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

- 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行うこと
- 雇い入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても適切に行うこと
従事開始日から遡って1ヵ月以内に、実施及び確認したうえで従事させること
- 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には、月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること



(イ)【口頭指導】 19件 (R6年度5件)

①	健康診断記録が不十分、時期が不適切である	12件
②	長時間保育(指導計画に位置付けていない、不十分等)	4件
		等

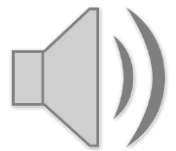


2-3(3) 会計経理

(ア)【文書指摘】 0件 (R6年度7件)

(イ)【口頭指導】 17件

- | | |
|---|-----|
| ① 経理規程に則って会計処理がされていない
(契約 7 仕訳伝票 4 決算 1) | 12件 |
| ② 収支計算分析表を提出していない | 4件 |
| | 他1件 |



2-3(4) 子ども・子育て支援新制度（確認基準・公定価格）

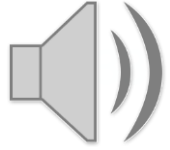
(ア)【文書指摘】 13件（R6年度5件）

確認基準

- | | |
|--------------------------------|----|
| ③ 重要事項の掲示等を行っていない | 1件 |
| ⑤ 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない | 1件 |
| ⑦ 上乗せ徴収について、文書での同意を保護者から得ていない | 1件 |

公定価格

- | | |
|--------------------|----|
| ① 処遇改善加算Ⅱが適正でない | 7件 |
| ② 処遇改善加算Ⅲが適正でない | 1件 |
| ⑥ チーム保育推進加算が適正でない | 1件 |
| ⑧ 副園長・教頭配置加算が適正でない | 1件 |



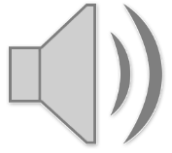
(ア)【文書指摘】

①処遇改善加算Ⅱが適正でない

【法令等】

・ 処遇改善等加算Ⅱにおける加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うものである。

○市に提出する「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」のとおり、支給すること



(ア)【文書指摘】

③重要事項の掲示を行っていない

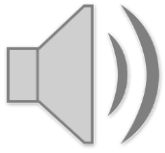
【法令等】

・特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示し、公衆の閲覧に供しなければならない。

○特定教育・保育施設の見やすい場所に、重要事項を掲示し、公衆の閲覧に供すること

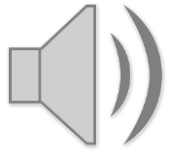
※補足

令和6年4月1日条例改正により、「施設の重要事項の書面掲示を見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない」と改正された。



(イ) 【口頭指導】 9件 (R6年度7件)

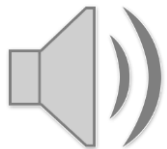
- | | |
|---|----|
| ① 領収書を交付していない、不十分である | 6件 |
| ② 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録がない、不十分である | 2件 |
| ③ 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意書を取る等して同意を得る | 1件 |



2-3(5) 子ども・子育て支援新制度 (特定子ども)

(ア)【文書指摘】 1件 (R6年度1件)

① 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない 1件



【法令等】

・一時預かり事業に係る費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

○一時預かり事業に係る領収証を交付する際は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載すること

※一時預かり等の利用料金

利用料…特定費用①～⑤以外の保育料

特定費用

①日用品・文房具等の購入

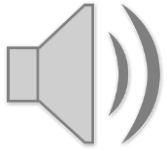
②行事への参加費

③食事の提供

④通園送迎費

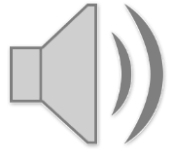
⑤その他、保護者に負担させることが適当であるもの

(参考：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16)



(イ) 【口頭指導】 3件 (R6年度2件)

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ① 保護者に対する領収書の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である | 1件 |
| ② 領収書の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である | 1件 |
| ③ 重要事項説明書の記載内容が不十分である | 1件 |



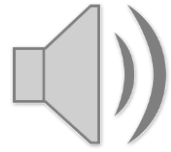
3 令和8年度（2026年度）の指導検査における指導事項について

- 3-1 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算について
- 3-2 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について
- 3-3 苦情解決の取組について(注意喚起)
- 3-4 令和8年度指導検査における実施方針について
- 3-5 指導検査の根拠



3-1 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算について①

- ・ 学校保健安全法や条例等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施等が義務付けられており、これを行っていない施設・事業所を対象として「安全計画の策定等をしていない場合」の減算が創設されました。令和8年7月から適用します。
- ・ 減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は1,350円/月です。

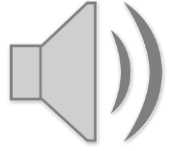


3-1 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算について②

【安全計画で求められる主な内容】

- 1 安全計画の策定
事故防止、災害時対応、感染症対策等について、具体的な対応が明記されているか
- 2 安全計画の見直し・改善
事件事例等を踏まえ、安全計画の見直しを定期的に行っているか。法令改正等必要に応じて適切に内容を更新しているか
- 3 職員に対する研修等の実施
安全計画の内容について、全職員に研修・訓練が行われ、記録しているか
- 4 保護者等への周知
安全計画について、保護者等に分かりやすく周知しているか

「作成しただけ」、「共有されていない」は不十分となります。



3-2 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) について

・令和8年度より、誰でも通園制度が始まりました。この制度は、未就園児を定期的に預かり、他児とともに過ごし、学び、遊ぶ経験を通じて、子どもの発達を促すとともに、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、保護者に対する継続的な支援を行うものです。

・新たに制定された、「八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「八王子市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」に基づいて運営されているか、令和7年度に当制度の認可を受けた全ての施設等に検査を行う予定ですので、ご承知おきください。



3-3 苦情解決の取組について①

・令和7年度の実地検査で、苦情解決の取組に関しては、文書指摘が1件(苦情解決の仕組みを整備していない)、助言が4件(受付体制の不備3件、第三者委員の複数化1件)ありました。

次で説明する、令和8年度の八王子市保育施設等指導検査実施方針でも、重点項目として定めておりますので、状況や注意点についてお伝えします。

1 近年の状況

- (1) 保育内容・職員対応などに関する苦情・相談が増加傾向
- (2) 初期対応が不適切だったことにより、問題が拡大

2 施設に求められる基本対応

- (1) 苦情解決責任者・受付担当者の明確化
- (2) 苦情解決の流れを保護者に掲示・配布等により周知
- (3) 迅速・誠実・組織的な対応



3-3 苦情解決の取組について②

3 注意すべき点

(1) 口頭相談も含め、必ず記録を残す

- ・ 苦情受付から解決に至るまでの経過を記録・保管し、再発防止等に活用する

(2) 職員個人任せにせず、施設長が関与する

- ・ 苦情対応に関するマニュアルを整備、役割分担等を明確にする
- ・ 様々な過去の事例等を踏まえ、マニュアル見直し等を行う

(3) 苦情を「改善の機会」と捉え、再発防止につなげる

参考：社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日 児発第575号)



3-4 令和8年度指導検査における実施方針について

- ・ 八王子市では、八王子市保育施設等指導検査実施方針をもとに検査を実施しており、その方針は八王子市のホームページからみることができます。
詳細は、[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#) > [社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査](#) > [児童福祉施設等の指導監査](#)について、掲載していますので、ご確認ください。



3-5 指導検査の根拠

- 児童福祉法・子ども・子育て支援法
 - 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
 - 八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例
 - 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例
 - 八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
 - 八王子市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
 - 児童福祉施設等指導検査実施要綱
 - 指導検査基準
- 等

指導検査については、市ホームページ > 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査について



4 令和7年度（2025年度）の集団指導の まとめ

4-1 令和7年度(2025年度)集団指導の結果について

4-2 令和7年度(2025年度)集団指導のアンケート結果



4-1 令和7年度(2025年度)集団指導の結果について①

・対象施設

認可保育所(私立)	73施設	家庭的保育事業	11施設
認可保育所(公立)	15施設	小規模保育事業	8施設
認定こども園	21施設	事業所内保育事業	7施設
幼稚園(新制度移行園)	7施設	母子生活支援施設	1施設

計143施設



4-1 令和7年度(2025年度)集団指導の結果について②

- ・ 受講施設数

令和7年度

143施設中

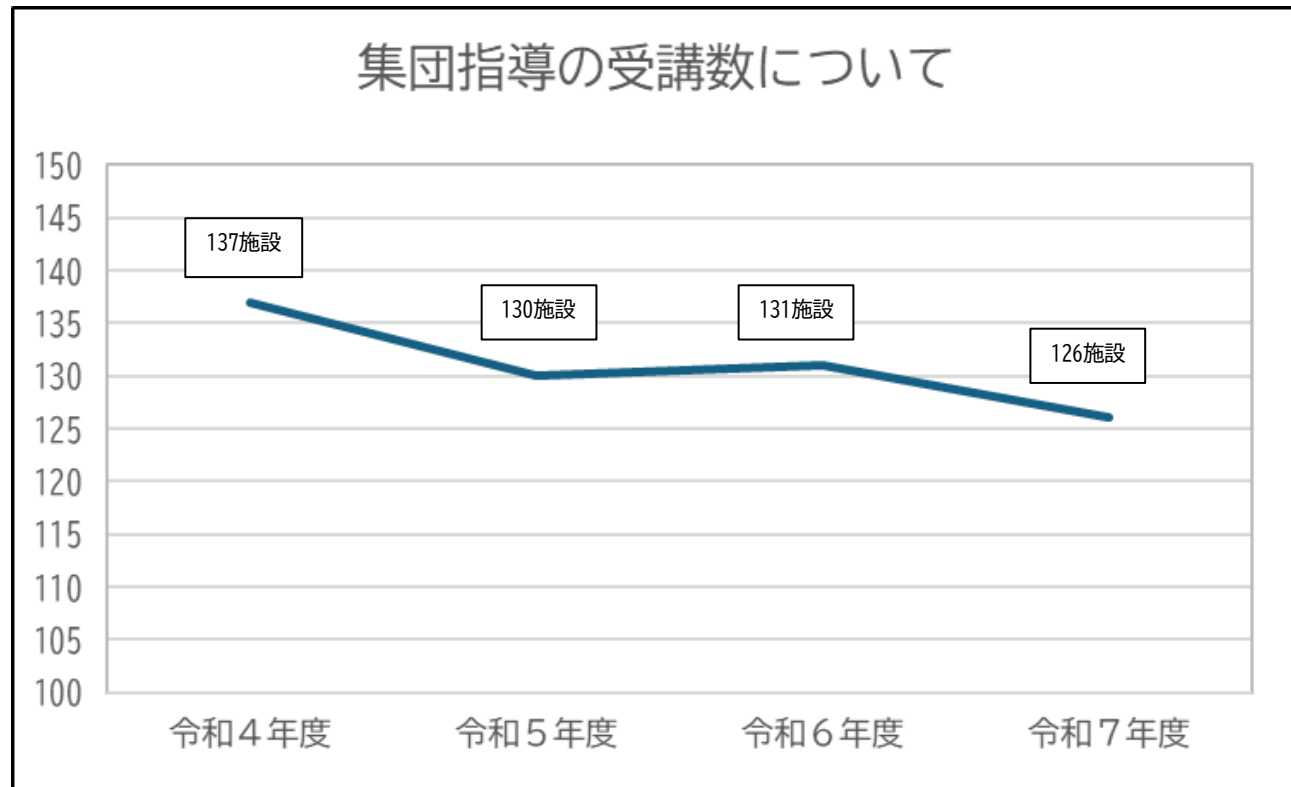
126施設(88.1%)

(参考)

令和6年度 131/143 (91.6%)

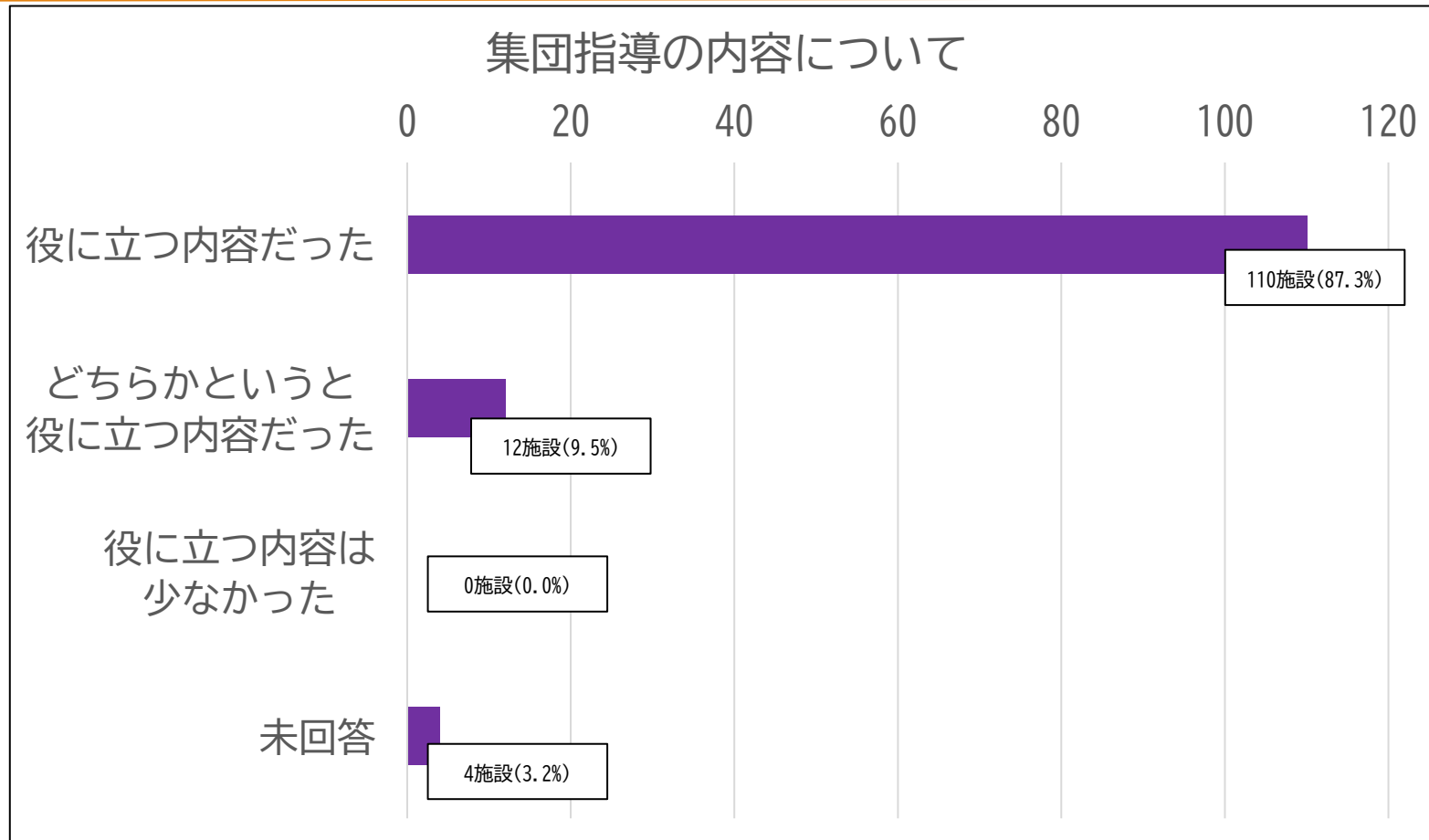
令和5年度 130/142 (91.5%)

令和4年度 137/139 (98.6%)



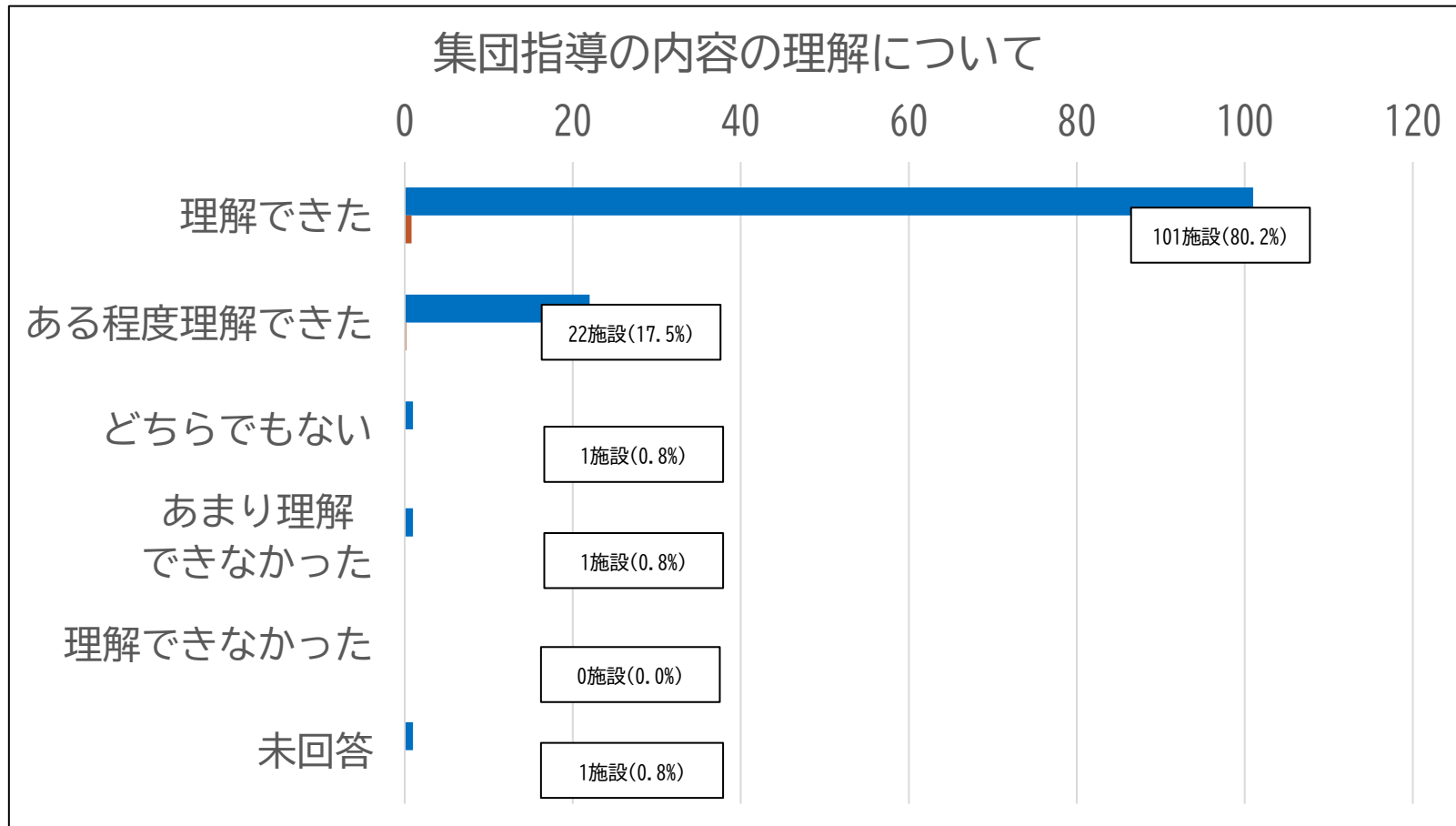


4-2 令和7年度(2025年度)集団指導のアンケート結果①



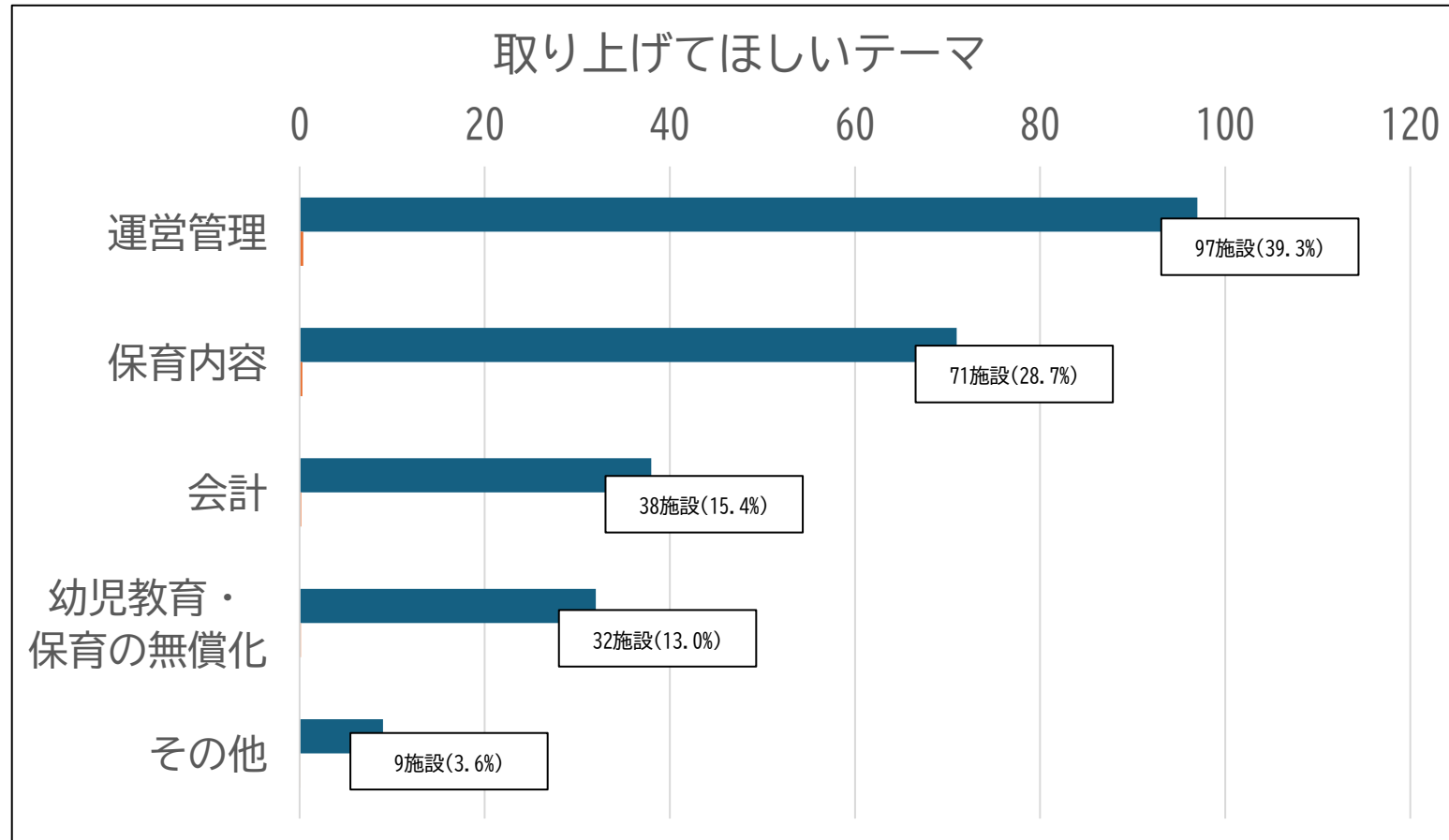


4-2 令和7年度(2025年度)集団指導のアンケート結果②





4-2 令和7年度(2025年度)集団指導のアンケート結果③

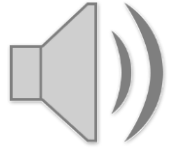





終わりに

以上で、令和8年度の特定教育・保育施設等の指導検査に関する集団指導は終了となります。

受講いただき、ありがとうございました。通知に記載しましたとおり、受講確認票は今回からLoGoフォームでご回答ください。7月31日(金)までに、回答をお願いします。



ご清聴ありがとうございました。

 八王子市